

函 福 障

令和 7 年 (2025 年) 11 月 18 日

民生常任委員会委員各位

保健福祉部長

函館市手話言語条例の骨子（案）および函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施について

このことについて、手話が言語であるという認識の普及および障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、手話を必要とする全ての人や障がい者の社会参加の機会が確保され、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とした函館市手話言語条例の骨子（案）および函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子（案）を取りまとめましたが、条例の制定にあたり函館市パブリックコメント（意見公募）手続要綱に基づき、下記のとおり市民等からの意見を募集いたします。

つきましては、委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

記

1 案件名

- (1) 函館市手話言語条例の骨子（案）
- (2) 函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子（案）

2 意見募集期間

令和 7 年 11 月 20 日（木）から令和 7 年 12 月 19 日（金）まで

3 結果公表の予定時期

令和 8 年 1 月中旬（予定）

4 公表する資料

- (1) 函館市手話言語条例の骨子（案）
- (2) 函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子（案）

保健福祉部障がい保健福祉課
電話 21-3142

はこだてししゅわげんごじょうれい こっし あん
 (1) 函館市手話言語条例の骨子 (案)

1. 前文	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話は、手や指の動きや顔の表情などにより表現される独自の文法体系を持つ、日本語とは異なる非音声言語です。 ○ 過去には、手話を使うことを制限された時代がありましたが、ろう者をはじめとする手話を必要とする人により大切に受け継がれてきました。 ○ 私たちのまち函館は、北海道のろう教育発祥の地です。明治28年、函館を訪れたアメリカ人宣教師の母により、日本で3番目の私立盲学校である函館訓盲会が創立され、明治34年に函館訓盲院と改称し、翌年に、北海道で初めてろう教育を行う聴生部が設けられて以来、この函館の地で手話を守り、育む営みが続いてきました。 ○ ろう教育の黎明期である明治時代から今日までの先人たちの思いを次の世代に引き継ぐとともに、手話が言語であるという認識の普及を図り、手話を必要とする全ての人の社会参加の機会が確保され、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。
2. もくでき 目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ この条例は、手話が言語であるという認識の普及に関し、基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者その他の手話を必要とする全ての人（以下「手話を必要とする人」といいます。）の社会参加の機会が確保され、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。
3. 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話が言語であるという認識の普及は、手話を必要とする人が手話の使用によって他者との円滑なコミュニケーションを図ることが尊重されることを基本として行われなければなりません。
4. 市の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、基本理念にのっとり、手話が言語であるという認識の普及に関する施策を推進するものとします。
5. 市民の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民は、基本理念にのっとり、手話が言語であるという認識および手話を必要とする人に関する理解を深めるとともに、市が推進する手話が言語であるという認識の普及に関する施策に協力するよう努めるものとします。

6. 事業者の責務	<p>○ 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、手話が言語であることを認識して、手話を必要とする人が手話の使用によって他者と円滑にコミュニケーションを図ることができるようするよう努めるとともに、市が推進する手話が言語であるという認識の普及に関する施策に協力するよう努めるものとします。</p>
7. 手話が言語であるという認識の普及に関する施策の推進	<p>○ 市は、手話が言語であるという認識の普及に関して、次に掲げる施策を推進するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話についての市民および事業者の理解を深めるための施策 ・手話を学ぶ機会の提供その他の手話を使用しやすい環境づくりに関する施策 ・手話通訳者の確保および養成に関する施策 ・災害等が発生した場合における手話を必要とする人と他者との手話の使用による円滑なコミュニケーションの支援に関する施策
8. 学校への支援	<p>○ 市は、手話が言語であるという認識の普及を図るため、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいいます。)に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。</p>
9. 財政上の措置	<p>○ 市は、手話が言語であるという認識の普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。</p>
10. 委任	<p>○ この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。</p>
11. 附則	<p>○ この条例は、令和8年7月1日から施行します。</p>

(2) 函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子 (案)

1. 前文	<p>○ 全ての市民にとって、他者とのコミュニケーションを図りながら相互理解を深めることは、日常生活や社会生活において必要不可欠なものです。</p> <p>○ 私たちの暮らしの中には、音声言語および文字言語のほか、手話、点字など、障がいの特性に応じてコミュニケーションを図るための多様な手段がありますが、自らの特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、および利用できる機会が十分に確保されないことにより、日常生活や社会生活において生きづらさを感じている人もいます。</p> <p>○ 全ての市民が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、障がい者が自らコミュニケーション手段を選択し、および利用できる機会が確保されるよう、市、市民および事業者がそれぞれの責務を認識し、一体となって取り組んでいく必要があります。</p> <p>○ このような視点に立ち、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、障がい者の社会参加の機会が確保され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。</p>
2. 目的	<p>○ この条例は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者の社会参加の機会が確保され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。</p>
3. 定義	<p>○ この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「障がい」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含みます。）その他の心身の機能の障がいをいいます。 「障がい者」とは、障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁（障がいがある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

	<p>・「コミュニケーション手段」とは、手話（触手話および弱視手話を含みます。）、点字、拡大文字、代読、代筆、要約筆記、筆談、指点字、代用音声、口文字、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、平易な表現、絵図、絵文字、記号、身振り、手振り、情報通信機器などの他の障がい者が他者とのコミュニケーションを図るための手段をいいます。</p>
4. 基本理念	<p>○ 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障がい者が自ら選択したコミュニケーション手段によって他者との円滑なコミュニケーションを図ることが尊重されることを基本として行われなければなりません。</p>
5. 市の責務	<p>○ 市は、基本理念にのっとり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとします。</p>
6. 市民の責務	<p>○ 市民は、基本理念にのっとり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する理解を深めるとともに、市が推進する障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。</p>
7. 事業者の責務	<p>○ 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるよう努めるとともに、市が推進する障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。</p>
8. 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進	<p>○ 市は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関して、次に掲げる施策を推進するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション手段の利用についての市民および事業者の理解を深めるための施策 ・コミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに関する施策 ・コミュニケーション支援者（コミュニケーション手段を利用する障がい者のコミュニケーションを支援する者をいいます。）の確保および養成に関する施策 ・災害等が発生した場合における障がい者と他者との円滑なコミュニケーションの支援に関する施策
9. 滞在者等に対する配慮	<p>○ 市は、施策を推進するに当たっては、本市に滞在し、または本市を来訪する障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるよう配慮するものとします。</p>

10. 財政上の措置	<input type="radio"/> 市は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。
11. 委任	<input type="radio"/> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。
12. 附則	<input type="radio"/> この条例は、令和8年7月1日から施行します。